

おかげさまで 開業13周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2020年10月号

この事務所便りを作成している10月初めの時点で、台風が関東に直撃していません。昨年の台風被害を考えると、穏やかな気候の9月であったと思います。10月から東京もGotoキャンペーンの対象となり、人の行動範囲も広がりそうですね。同時に新型コロナウイルス感染拡大防止策を改めて徹底したいところですね。

先月の事務所便りでも触れましたが、東京都の地域別最低賃金が据え置きということで、毎年この時期に対策を考えることが多かったのですが、今年は今のところ最低賃金対策のご相談はありません。

今年も残り3ヶ月をきり、上半期決算や賞与の検討、年末調整の準備等年末に向けてまた忙しくなりそうですね。さらに冬場の感染症対応も考えなければなりません。まずは、自身の健康第一で乗り切りましょう。

10月のトピックス

- ・ 有期契約労働者の社会保険加入について
- ・ 子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得について
- ・ 労働関係書類の押印義務について

有期契約労働者の社会保険加入について

厚生労働省は有期契約の労働者が社会保険に入れるよう制度を見直します。現状は、雇用期間が2ヶ月以内の場合、契約期間後も継続雇用されなければ厚生年金に加入できませんが、これを、2ヶ月を超えて雇用される見込みがある場合、当初から厚生年金に加入するよう見直します。雇用契約書に「契約が更新される」「更新される場合がある」などと明示されている場合が対象で2022年10月から実施されます。

子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得について

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、昨年末に育児・介護休業法成功規則等が改正されたことにより、令和3年1月1日より、時間単位で取得できるようになります。これまでは半日単位での取得が可能で、1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できませんでしたが、時間単位での取得が可能になることにより、すべての労働者が取得できるようになります。

労働関係書類の押印義務について

厚生労働省は2021年度から、約40の労働関係書類について、押印の義務をなくします。裁量労働制に関する報告書などが対象で、特に36協定などの押印廃止は企業に影響がありそうです。押印を廃止する代わりに、書類に労働側と合意した事実をチェックする欄を設けることで、実効性を担保します。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: jibiki@jibiro.info

URL: <http://jibiro.info/>

TEL/FAX: 042-343-1363

移動オフィス: 090-2907-3545